

青梅市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 0 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の所得控除に、新たに特定親族特別控除を追加するほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市市税条例の一部を改正する条例

青梅市市税条例（平成 1 0 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 2 中「または扶養控除額」を「、扶養控除額または特定親族特別控除額」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項中「もしくは法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」を「、法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「もしくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号および第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）にかかるものを除く。）」を加える。

第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「または特定親族」を加える。

第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「もしくは特定親族（退職手当等にかかる所得を有する者であって、合計所得金額が 8 5 万円以下

であるものに限る。)」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「または特定親族」を加える。

付則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこにかかるたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）にかかる第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項および次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）

を原料の全部または一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部または一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものにかかる部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるものおよび同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売

渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものの

(2) 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和８年１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、付則第１６条の２の次に１条を加える改正規定および付則第６項から第８項までの規定は、令和８年４月１日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の青梅市市税条例（以下「新条例」という。）第３４条の２および第３６条の２第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和８年度分の個人の市民税にかかる申告書の提出にかかる新条例第３６条の２第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号および第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。））にかかるものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

- 4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項および第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の青梅市市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項および第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。
（市たばこ税に関する経過措置）
- 6 次項に定めるものを除き、付則第1項ただし書の規定の施行の日前に課した、または課すべきであった加熱式たばこ（新条例付則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）にかかる市たばこ税については、なお従前の例による。
- 7 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、青梅市市税条例第92条の2第1項の売渡しまたは同条第2項の売渡しもしくは消費等が行われた加熱式たばこにかかる同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項および新条例付則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
 - (1) 青梅市市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例付則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例付則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 8 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。